

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号、
及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

平成 27 年 5 月 1 日

株式会社ウエスコ
株式会社ウエスコホールディングス

平成 27 年 5 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

岡山市北区島田本町 2 丁目 5 番 35 号
株式会社ウエスコ
代表取締役社長 松原 利直

岡山市北区島田本町 2 丁目 5 番 35 号
株式会社ウエスコホールディングス
代表取締役社長 山地 弘

株式会社ウエスコ（以下「ウエスコ」といいます。）及び株式会社ウエスコホールディングス（以下「ウエスコ HD」といいます。）は、平成 27 年 3 月 20 日付で両社の間で締結した吸収分割契約に基づき、平成 27 年 5 月 1 日を効力発生日として、ウエスコが保有している有価証券、投資有価証券および不動産等の資産管理に係る事業に関して有する権利義務の一部をウエスコ HD に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
平成 27 年 5 月 1 日
2. 吸収分割会社における会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 785 条）
吸収分割会社であるウエスコは、会社法第 785 条の規定により、平成 27 年 3 月 31 日付で、株主であるウエスコ HD に対し株式買取請求の通知を行いましたが、ウエスコに株主からの株式買取請求はありませんでした。
 - (2) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第 787 条）
該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議申述手続の経過（会社法第 789 条）
該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 797 条の規定及び会社法第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

吸収分割承継会社であるウエスコ HD は、会社法第 797 条第 4 項の規定により、平成 27 年 3 月 31 日付けで開始した電子公告において、株主に対し株式買取請求の公告を行いました。同条第 1 項の買取請求をした株主はありませんでした。

(2) 債権者の異議申述手続の経過（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社であるウエスコ HD は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により、平成 27 年 3 月 31 日付の官報及び同日付けで開始した電子公告において、債権者に対し、本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

ウエスコ HD は、本吸収分割の効力発生日をもって、ウエスコから、本吸収分割契約の定めに従い、ウエスコが保有している有価証券、投資有価証券および不動産等の資産管理に係る事業に関して有する権利義務の一部を承継しました。

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割による吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記申請は、平成 27 年 5 月 1 日に行いました。

6. 前各項に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上